

長崎市にお住まいの被爆者とご家族のみなさまへお知らせ

【被爆者援護パンフレット令和7年度版】

今年は、被爆80周年。そして、昭和100年目にあたる節目の年です。
「被爆の記憶」を次の世代へつなげていくための、お知らせを同封しています。
平和祈念式典「平和への誓い」代表者の募集もしています。ご一読ください。



自主グループの折り紙と絵手紙の作品（P7）



被爆80周年のロゴ

【もくじ】

P2 各種手当、葬祭料

P3 原爆症の認定

P4 介護手当

P5 介護保険サービス利用助成

P6 原爆ホーム、被爆者相談など

P8 医療費

P9 健康診断、被爆二世健康診断

P10 「平和への誓い」代表者の募集

P10 次世代への継承に関するお願い

P11 各種手続き

- 令和7年4月から手当の支給金額が改定されました。（P2、4）
- 本庁（新庁舎）の各種申請の受付窓口は1階の9番窓口です。
- 原爆ホームの入所相談は事前の予約が必要です。（095-829-1149 援護課）

長崎市コールセンター「あじさいコール」

電話：095-822-8888／朝8時～夜8時（年中無休）

発行 長崎市 原爆被爆対策部 援護課（令和7年4月発行）

電話：095-829-1149

住所：長崎市魚の町4番1号（市役所13階）〒850-8685

メール：engo@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.nagasaki.lg.jp/



援護課 HP はこちら

1 各種手当

● 毎月24日支給（土、日、祝祭日の場合は直前の休日でない日）

- 併給はできません。
- 申請者は、被爆者本人です。被爆者が亡くなられた後の新規申請はできません。

手当の種類	支給要件		支給月額
医療特別手当	原爆症の認定（P3 参照）を受けた人で、現在も認定された病気やけがの状態が続いている人		154,090 円
特別手当	原爆症の認定（P3 参照）を受けた人で、現在は認定された病気やけがの状態にない人		56,900 円
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人		53,030 円
健康管理手当	次のいずれかを伴う病気にかかっている人 1 造血機能障害 7 腎臓機能障害 2 肝臓機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害 3 細胞増殖機能障害 9 呼吸器機能障害 4 内分泌腺機能障害 10 運動器機能障害 5 脳血管障害 11 潰瘍による消化器機能障害 6 循環器機能障害		37,900 円
保健手当	2 キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当し、次の(ア)または(イ)にも該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子、孫のいずれもいない70歳以上の人で、その人と同居している人がいない人	37,900 円
		上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	19,000 円

2 葬祭料

- 申請者は、亡くなられた被爆者の葬祭を主に行った人（喪主など）です。（P11 参照）
- 葬祭料の支給日は、通常、申請から 1 か月以内となります。
- 支給金額は、定額です。また、亡くなられた時期で変わります。

手当の種類	支給対象	支給金額
葬祭料	被爆者が死亡したとき葬祭を主に行った人	219,000 円

3 原爆症の認定

● 原爆症の認定要件は、次の2つです。

- 1 放射線起因性の判断（被爆者の病気やけがが原子爆弾の放射線によるものである、または、被爆者の治癒能力が放射線の影響を受けているかどうか）
- 2 要医療性の判断（1の病気やけがが現に治療を要する状態にあるかどうか）

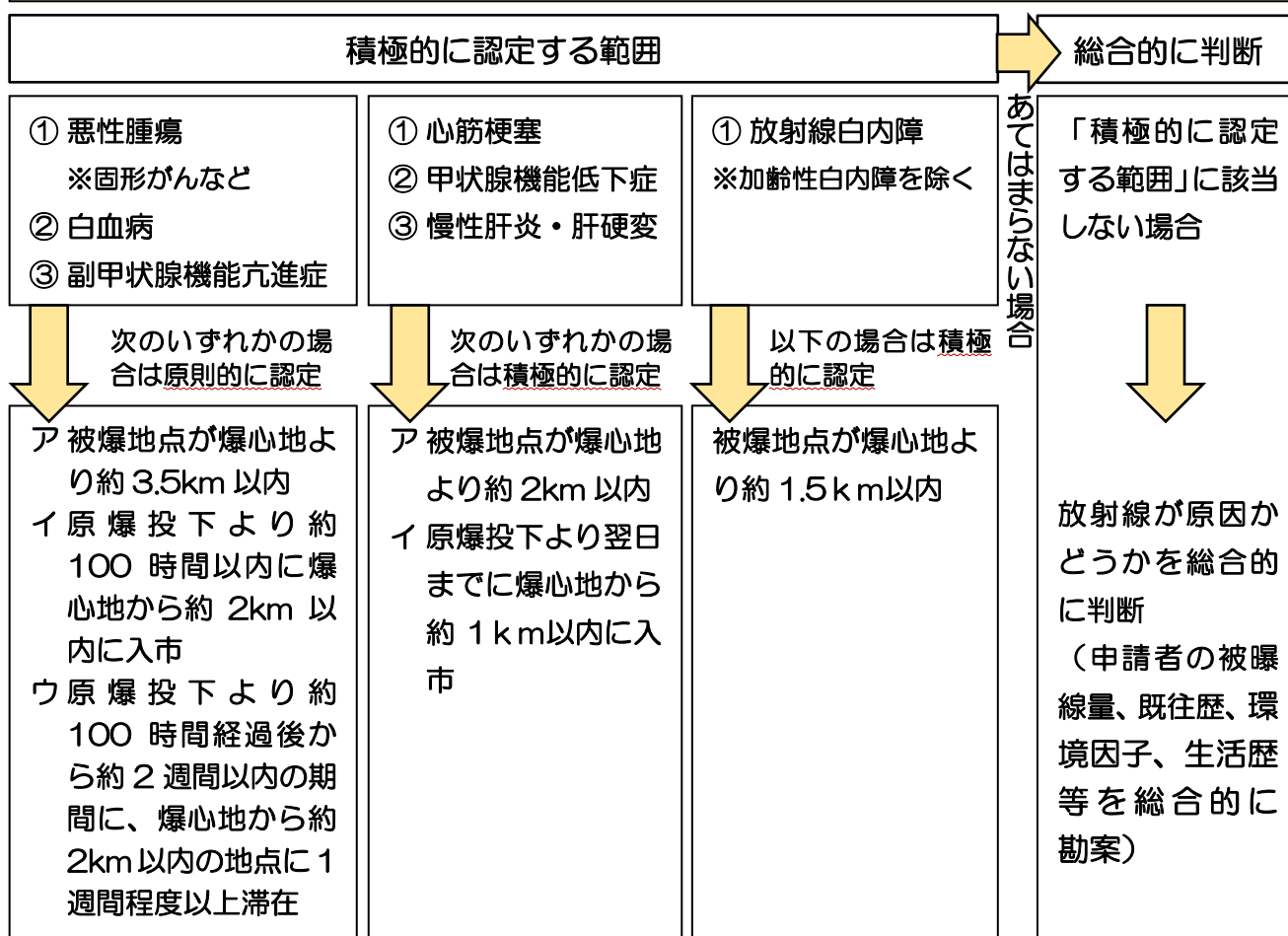
● 申請は、長崎市を通じて国（厚生労働大臣）へ申請、国が審査・認定します。

※ 申請から結果通知まで約半年、審査状況によりさらに時間がかかる場合があります。

● 原爆症に認定された場合

- 医療特別手当（2ページ参照）を受給することができます。
- 認定された病気やけがの医療費が全額国の負担となります。
※ 認定の前後で被爆者の自己負担がないことには変わりはありません。
- 所得税及び住民税の所得控除が受けられます。

1 放射線起因性（放射線が原因かどうか）の判断



2 要医療性（治療が必要かどうか）の判断

現に医療を要する状態に該当するかどうか、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

4 介護手当

● 毎月24日支給（土、日、祝祭日の場合は直前の休日でない日）

● 費用介護手当と家族介護手当の併給はできません。

大切なお願い

家族介護手当を受給中の人は、入院・入所を援護課へ連絡してください。

入院・入所などで月の1日から末日まで1か月まるまる自宅にいない場合は、支給の対象外となり、支給済みの場合は返納していただくこととなります。

1か月以上入院・入所される場合は必ず援護課へ連絡してください。

手当 種類	支給要件	支給月額		
費用介護 手当	精神上または身体上の障害（重度または中度）があり、かつ、介護が必要な状態（※1）で、費用を支出して訪問介護のサービス（※2）を受けたとき	重度	上限額 （※3）	114,770 円以内
			下限額	24,190 円
		中度	上限額 （※3）	78,170 円以内
			定額	24,190 円
家族介護 手当	精神上または身体上の重度障害があり、かつ、介護が必要な状態（※1）で、費用を支出せず家族等から介護を受けたとき	重度	定額	24,190 円

※1 医師の診断書が必要です。診断書は毎年1回提出していただきます。

※2 介護保険利用での対象サービスは「訪問介護」、「介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス」、「夜間対応型訪問介護」です。

※3 国の基準額に長崎市独自の援護施策として5,000円を付加した金額です。

重度：国の基準 109,770 円＋長崎市付加金 5,000 円＝114,770 円

中度：国の基準 73,170 円＋長崎市付加金 5,000 円＝ 78,170 円

● 申請

○ 申請者は、被爆者本人です。被爆者が亡くなられた後の新規申請はできません。

○ 費用介護手当は月ごとの申請、家族介護手当は原則1年ごとの申請です。

● 介護保険法の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を受けたときは、介護手当支給額の調整が行われる場合があります。

● この介護手当とは別に、介護保険サービス利用時の自己負担の助成を行っています。詳しくは、5ページをご覧ください。

5 介護保険サービス利用の助成

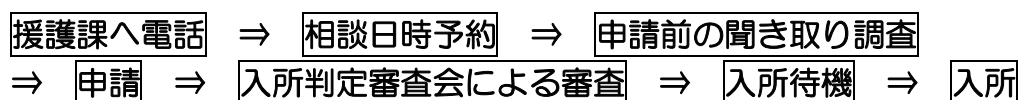
- 介護保険サービス利用の助成があります。
- 介護保険被保険者証と被爆者健康手帳をサービス事業者へ提示してください。
- 訪問介護等は、所得税非課税世帯が対象で事前申請が必要です（下表★）。対象外でも費用介護手当を受けられる場合があります。4 ページをご覧ください。
- 養護老人ホーム入所は、費用負担額を支払った後で申請による払い戻しとなります。

介護保険サービス	被爆者の利用料 の自己負担分		サービス費用対象 外（自己負担分）
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	1～3 割負担		事業所の実施地域 以外の場合の交通 費
夜間対応型訪問介護			
訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス （ホームヘルプサービス）	1～3 割負担	★所得税非課税 世帯は負担なし	
生活援助サービス	1～3 割負担		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	負担なし		
訪問看護・介護予防訪問看護			
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導			
通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・介 護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビ リテーション（デイケア）			
ミニデイサービス	1～3 割負担		食費、おむつ代、 日用品代等
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ）、短期入所療養介護・介護予 防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	負担なし		
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護（グループホーム）			
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護			
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）			
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	1～3 割負担		食費、調理代、理 美容代、日用品代、 滞在費等
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与			食費、居住費、理 美容代、おむつ代、 日用品代等
福祉用具購入、住宅改修費			食費、調理代、日 用品代、宿泊費等
介護老人福祉施設入所・地域密着型介護老人福 祉施設（特別養護老人ホーム）入所	負担なし		おむつ代、日用品 代等
介護老人保健施設入所			事業所の実施地域 以外の場合の交通 費、搬入に係る特 別な措置の費用
介護療養型医療施設入所・介護医療院入所			
養護老人ホーム入所（措置入所分）	費用負担額を払い戻し（申請が必要です）		食費、居住費、特 別な食事の提供 代、特別室代、理 美容代、 日用品代等

6 原爆養護ホーム入所・ショートステイ利用

- 入所相談は、援護課で行います。事前の予約が必要です。長崎市在住の方が対象です。
援護課：095-829-1149

- ホーム入所までの主な流れ



※ 入所まで待機期間があります。詳しくは聞き取り調査の際にお伝えします。

※ 入所前に施設見学をしてください。（施設への事前予約が必要です。連絡先は下記）

- ショートステイ
 - 利用期間は、原則として1か月に7日間以内となります。
 - 感染症の影響などで事業を中断している場合があります。
- 食費、居住費（滞在費）の自己負担を世帯の所得等に応じて減額する制度があります。
- 原爆養護ホーム一覧

施設名	住所・連絡先	ホームページはこちら
恵の丘長崎原爆ホーム （一般・特別養護）	（本館） 長崎市三ツ山町 139-5 電話：845-4181	 本館
	（別館） 長崎市三ツ山町 139-2 電話：844-9809	 別館
原爆被爆者特別養護ホーム 「かめだけ」	西海市西彼町上岳郷 1663-1 電話：0959-27-1262	 かめだけ

7 被爆者相談や支援など

- 相談事業
生活・健康（身体・こころ）・介護・福祉・医療等の相談に応じています。
- 健康テレホンサービス
ひとり暮らしで介護保険等のサービスを利用されていない方に、必要に応じて定期的に電話をかけ、生活・健康（身体・こころ）・福祉・医療等の相談を行っています。

● ふれあい昼食会（日常生活支援事業）

- ひとり暮らしの人を対象に、レクリエーションや昼食会などを実施しています。
- 民間施設、被爆者健康管理センターの2か所で、いずれも月1回の実施です。
- 昼食代の自己負担があります。

場所	内容	対象者
民間施設	月1回。巡回車で送迎。昼食会、レクリエーションなど	● 指定のバス停まで一人で歩いて来られる方 ● 要介護1以上の方は参加不可
被爆者健康管理センター	月1回。昼食会、レクリエーションなど	● 少し手助けがあれば外出できる方

● 健康教室（P12 参照）

- 健康づくり、生きがいづくりのために健康教室を開催しています。
- 開催の案内は、「広報ながさき」で随時お知らせします。

● 自主グループ活動

- 健康づくり、生きがいづくりを目的に被爆者同士が仲間になって活動しています。
- 場所はもりまちハートセンター（茂里町2-41）で、自分で来られる方が対象です。
- 入会金、教室使用料はありませんが、材料代などは実費です。
- 自主グループには、講師はいません。
- 定員オーバーなどにより入会をお断りする場合があります。
- ご興味のある方は、援護課へご連絡ください。（電話：095-829-1149）

グループ名	活動内容	活動日時
折り紙	和紙、折り紙、手芸用小物などを用いた作品制作	第1月曜日（月1回） 13:30～15:30
絵手紙つぼみ会	花や静物などを描いた絵ハガキの制作	第2・4水曜日（月2回） 13:30～15:30
元気にがんばろう会	筋力＊持久力＊ストレッチ運動	毎週水曜日 10:00～11:30
月曜会	筋力＊持久力＊ストレッチ運動	毎週月曜日 第1月曜 10:00～11:30 第2～5月曜 13:30～15:00

8 医療費について

指定医療機関及び一般疾病医療機関では、自己負担分を窓口で支払うことなく医療を受けることができます。必ず被爆者健康手帳を医療機関の窓口に提示してください。

● 窓口で支払った医療費の返還について

指定医療機関以外で受診した時やコルセットなどの治療用装具を購入し、窓口で医療費を支払った場合は、支払った医療費の払い戻しを受けることができます。

払い戻しの手続きには、領収書、診療（調剤）報酬明細書、医師の証明書等を添付し、申請が必要です。

● 自己負担となる医療について

健康保険の対象とならない医療（差額ベッド料やおむつ代、180日を超える長期入院の入院基本料の一部、人間ドックなど）及び、介護保険が適用されない医療（介護老人保健施設等での居住費及び食費など）については、皆様の負担となります。

● 交通事故等でけがをしたとき

交通事故や第三者に傷つけられてけがをした場合、被爆者健康手帳を使って病院にかかることはできませんので、事前に援護課へご相談ください。

よくある質問

Q 令和6年10月から被爆者健康手帳を見せても薬の費用を請求されるようになったのはなぜですか？

- 令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品を、患者の希望により医師から処方してもらった場合、先発医薬品と後発医薬品との差額（4分の1相当）が保険対象外となり、自己負担していただくことになりました。
- なお、医療上の必要から医師の判断で先発医薬品を処方した場合は、自己負担が発生することはありませんので、処方箋を書いていただく医師にご相談ください。
- また、薬の容器代など、保険対象外のもので費用が発生することもありますので、金額に不明な点は各薬局にお尋ねください。

9 健康診断について

被爆者を対象とした健康診断（健診）を無料で受診することができます。

● 定期健康診断について

毎年4月から9月、10月から3月にそれぞれ1回、お住まいの地区で巡回健診を行っています。健診会場と日時は、ハガキでお知らせしています。

お知らせした健診会場で受診できない場合は、他の健診会場、もりまちハートセンター、長崎市医師会医療センター診療所でも受診ができます。

● 希望による健康診断について

定期健診とは別に、市が委託した医療機関において、年2回健診を受けることができ、そのうち1回は、がん検診として受けることができます。

がん検診は、予約が必要な場合がありますので、直接、受診したい医療機関へお問い合わせください。

※ 入院中または治療通院中などの理由により、健診を受けることができない方は、受診を見合わせるすることができます。その際の援護課へのご連絡は不要です。

10 被爆二世健康診断について

市内にお住まいの被爆二世の方（両親またはそのどちらかが被爆者で、かつ長崎被爆は昭和21年6月4日以降に、広島被爆は昭和21年6月1日以降に生まれた方）は、毎年4月から翌年2月までに1回、無料で健康診断を受けることができます。

前年度受診された方には受診票を送付しますので、受診票を持って下記の受診場所で受診してください。前年度に受診していない方は、事前に申し込みが必要になります。

＊希望により多発性骨髄腫検査を受診することができます。

● 申し込み方法

各地域センターの窓口・FAX・郵送・ホームページで申し込むことができます。

● 受診場所

もりまちハートセンター・被爆者健診の各地区巡回健診会場・市が委託した医療機関

● 被爆二世健康記録簿

被爆二世健康診断を受診した方のうち、配布を希望する方に、健康診断の結果などを書き込める記録簿を令和3年6月から配布しています。

11 「平和への誓い」代表者の募集について

平和祈念式典の「平和への誓い」では、長崎で被爆した方が自らの被爆体験等をもとに平和への思いを発信しています。長崎市では、「平和への誓い」を読み上げる代表者の募集を毎年行っていますので、ぜひご検討ください。詳細についてはお問い合わせください。

- **募集の時期：毎年2月～3月**

※募集の開始は広報ながさきやホームページなどでお知らせします

- **応募の要件（今後、変更となる場合があります）**

長崎で被爆した方で、核兵器廃絶、世界恒久平和の実現、被爆者援護の充実、被爆体験の継承などの活動に取り組んだことがある方（活動の内容や期間は問いません）

《問い合わせ先》 長崎市 原爆被爆対策部 調査課

電話：095-829-1147/ファックス：095-829-1148

メール：chousa@city.nagasaki.lg.jp

12 次世代への継承に関するお願い

被爆体験を受け継ぎたい方、ご自分の体験を託したい方の募集について

長崎平和推進協会では、長崎市の委託を受けて被爆者の方の被爆体験や想いを、次世代の方が語り継ぐ取り組みを行っています。

次世代の方が、被爆者の方から被爆体験を聞き取り、学校や自治体主催のイベントなど様々な場所で、写真などを交えた講話という形で、語り継ぎます。

被爆者からの聞き取りや講話原稿作成の補助、各種研修など、様々な支援を行っております。

ご自身の被爆体験を託したい方、また被爆者の方から被爆体験を受け継ぎたい方は、お気軽にお尋ねください。



定期講話の様子

交流証言者：福島 富子 氏

「着物が紡ぐ平和への願い」

村上八重子さんの被爆体験を語り継ぐ
長崎原爆資料館ビデオルーム2

《問い合わせ先》 （公財）長崎平和推進協会 継承課

電話：095-844-9922

メール：keishou@peace-wing-n.or.jp



詳細はこちら

13 各種手続きについて

★ 表中右欄「受付窓口」の「各地域センター」のうち、本庁（新庁舎）の中央地域センターは、1 階の 9 番窓口です。（発券機で 9 番窓口の番号札を受け取ってください。）

内容	必要書類等		受付窓口
居住地変更	市外転出 （市内から市外）	長崎市援護課での手続きは必要ありません（※） 転出先で手続き・必要書類を確認してください。 ※原爆ホーム申請者（待機者）の人は援護課 （095-829-1149）へご連絡ください。	転出先の 市区町村
	市内転居 （市内から市内）	被爆者健康手帳、各種手当証書（受給者のみ）	各地域 センター （★）
	市内転入 （市外から市内）	手帳、各種手当証書（受給者のみ）、普通預金通帳	
氏名変更	被爆者健康手帳、各種手当証書（受給者のみ）		
送付先変更	① 身分証明（マイナンバーカード、運転免許証等） ※ 代理人の場合は①に加えて代理人の身分証明		
手帳の再交付	① 身分証明（マイナンバーカード、運転免許証等） ※ 代理人の場合は①に加えて代理人の身分証明		
各種手当証書の再交付	① 身分証明（マイナンバーカード、運転免許証等） ② 被爆者健康手帳 ※ 代理人の場合は①②に加えて代理人の身分証明		
各種手当の口座変更	① 身分証明（マイナンバーカード、運転免許証等） ② 本人の新規入金する普通預金通帳 ※ 代理人の場合は①②に加えて代理人の身分証明 ※ 長崎市内の金融機関（十八親和銀行・みずほ銀行・郵便局除く）でも手続きできます。必要書類は同じです。		
葬祭料支給申請	① 被爆者健康手帳（市へ返却） ② 各種手当証書（受給していた人のみ市へ返却） ※ 医療特別手当を受給していた人は加えて認定書も返却 ③ 死亡診断書（死体検案書）の写し ④ 申請者が葬祭を行った証明 （例：会葬御礼ハガキ、葬儀領収書、火葬許可証、火葬領収書のいずれも原本で死亡者名、葬祭執行者名が記載されたもの） ⑤ 申請者名義の普通預金通帳 ⑥ 委任状（葬祭執行者以外が申請・受領する場合） ※ 死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は支給されません。 ※ 申請期限：亡くなられてから5年間		

14 援護課の活動報告

★ 韓国での健康相談事業 ★

令和6年11月10日(日)～14日(木)の5日間、長崎から医師5名と長崎県・市の保健担当職員4名との計9名を、韓国の釜山(プサン)に派遣して、韓国の被爆者を対象とした保健相談を行いました。健康体操では、たくさんの方が笑顔で参加していただきました。(相談者数:166名)



← 健康体操には、約70名の韓国被爆者の方々に、ご参加いただきました。

長崎の被爆者の方が作成した絵手紙と職員が折った折り鶴をおみやげに持っていき、大変よろこばれました。→



★ 健康教室 ★

令和6年10月に被爆者を対象とした健康教室を長崎中央公民館(市民会館内)で行いました。講師の先生をお招きし、ストレッチ体操と笑いヨガで、みなさんスッキリ笑顔になっていました。

※ 今年度も秋頃に開催予定です。開催前に参加募集を「広報ながさき」に掲載しますので、ふるってご参加ください。

ストレッチ体操



笑いヨガ

